

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」 (combined resources autonomy) によせて

福 士 正 博

本稿は、ロバート・グッディンなどが提唱している複合的資源自律性概念の検討を通じて、福祉の脱生産主義的モデルに果たすこの概念の意義を明らかにすることを課題としている。グッディンなどは、この概念をベンチマークとして、主なOECD加盟国の福祉国家レジームの実相を明らかにしようとしているが、本稿では紙幅の関係からそうした分析までは入らず、この概念をめぐる理論的諸問題の整理に限定して論を進めていきたい。

I. 福祉のエコロジカルモデル

(1) 脱生産主義

かつてエスピノーアンデルセンは、社会権の拡大による脱商品化の進展を基準に、福祉国家レジームを、有給労働だけを追求するリベラリズム、労働を通じて福祉を達成しようとするコーポラティズム、福祉と労働を同時に追求しようとする社会民主主義の三つに類型化した¹⁾。しかしこのように労働と福祉の関係をめぐる差異から福祉国家レジームを三つの類型に区分することが出来たとしても、その一方で忘れてならないことは、経済成長を追求するという生産主義の希求という点では共通していたことである。すなわち「労働がないところに福祉は生まれない。誰かが何かを生産するのでなければ、国家は誰かに再分配するものも持てなくなる²⁾」というように、労働と福祉をめぐる違いは、生産主義を基礎に、産業主義を追求した後に登場してくる分配方法の違いでしかなかった。どの類型も、福祉が何らかの形で有給労働と結合しているという点で、福祉国家と完全雇用政策は一体のものであった。このように三つの福祉国家レジームは、「社会権が人びとを生活のために働くという社会的義務から解放するために用いられるという³⁾」考えを拒否する生産主義に共通点を持っていた。

これに対して福祉のエコロジカルモデルは、「労働と切り離された福祉」(welfare without work)を求める脱生産主義を基礎にしていた。脱生産主義は、「社会権が提供する経済的独立概念を個人的自律という政治的価値と結びつけ」ようとする⁴⁾。目標は個人の自律にあり、そのためには経済的に独立する手段が求められるという脈絡となっている。生産主義と脱生産主義の違いは、生産行為が必ず直面せざるをえないエコロジカルな限界(稀少性)に対す

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

る認識と対応の違いにある。この違いは「生産が再生産を従属させる」か、「再生産が生産に従属させるか」の違いとなって現われる。生産主義は、「介護や環境持続性は仕事や成長と親和的であるなど、雇用社会が生み出すコストは経済論理にそもそも含まれていると主張することで、再生産を生産領域に従属させようとする」。生産主義は技術や科学を駆使することでその限界を克服することができると考え、生産拡大に障害はないと考えている。それに対して脱生産主義は、現代社会が直面するエコロジカルな限界に配慮しようとするならば、再生産を前提に生産に一定の制約を課し、野放図な拡大に歯止めをかけようとする。ここで重要なことは、脱生産主義は反生産主義ではないということである。福祉のエコロジカルモデルが求めているのは、生産性の拡大が生態系の持つ収容能力の範囲内の資源利用に止まるという保証である⁵⁾。

グッディンによれば、脱生産主義は生産主義と労働と福祉の二つの側面で異なっている。一つは、「就労機会 (jobs) の獲得よりそれをどのように配分するのか」という労働の側面である。ここからは時短とワークシェアリングの構想が生まれる。もう一つは、「(選択にしても、必要性からにしても) 通常の労働市場で就労機会を獲得することの出来ない人びとの所得水準を確保しながら、所得と有給労働を切り離す (de-couple)」という福祉の側面である⁶⁾。ここからはニーズに合わせて最低の生活を保障するベーシックインカム (或いは参加所得) 構想が生まれる。両者をつなぐ橋渡しをしているのが自律概念であった。グッディンなどが指摘するように、リベラルは効率性、コーポラティストは安定、社会民主主義は平等を追求するというように、異なった福祉レジームはそれぞれ異なった理念を追求してきた。脱生産主義者が求めてきた理念は自律であった。

(2) 自律

脱生産主義の発展のためには、市場の経済合理性から解放され、生き方を自らの意思で自由に選択する自律した個人の確立が不可欠となる。すでに述べたように脱生産主義は有給労働から解放されているという意味で、諸個人の生き方は社会的選択の問題、したがって自由の領域に属する問題である。生きるために所得が必要である一方、所得獲得の仕方を有給労働だけに限定しないということは、自らの意思でその方法を見つけなければならないことを意味している。このことが可能になるには、自らの意思で見つけた方法に自由に従事することのできる時間を持つことが必要となる。グッディンはこうした点から、脱生産主義に基づいた政策は、①所得が十分に確保されていること (income adequacy)、②時間が十分に確保されていること (temporal adequacy)、③これらをできる限りわずかな条件の下で達成すること (minimal conditionality) を優先的に実現しなければならないと指摘している。脱生産主義も生産主義と同様、所得不均衡や貧困、失業問題の解消を基本的課題としている⁷⁾。しかし脱生産主義は、貧困に陥っている者や失業者を非生産的などとはけっして見なさない。

生産主義が彼らを労働市場に復帰させる政策的方向を目指そうとするのに対して、脱生産主義は彼らに自由に使える裁量の時間を、可能なかぎり制約を付けずに与えることによって、個人の自律を促がそうとする。

Ⅱ. 複合的資源自律性とは何か？

(1) 複合的資源自律性の定義

グッディンによれば、自律とは、「自らの法則を形成し、それに基づいて行動する能力」のことである⁸⁾。この定義は、前半部分の理性的判断による自己決定（カント流に言えば、自律した主体の意思は「それ自体を法とする」）と、後半部分のその法則を実行する手段とで構成されている。両者の関係は、「前半部分は辞書的に先行しているものの、どれだけ自律しているのかは、第2の基準がどれだけ機能しているか、どれだけその格律に基づいて行動しているかによっている」と述べられているように、辞書の序列に対応したものである。ここには、「私は私自身の主人であるかどうか」、すなわち「私が自分の価値や計画などを定めることのできる力や人格を持っている自律した人間であるかどうか」を問う、パーリンが言う積極的自由と、「私は自分の選択にしたがうことができるか」、すなわち選択には何らかの強制が働いていないかを問う消極的自由という、二つの自由概念が含まれている。問題は、法則は形成しても、そのための手段を持たず、行動することが出来なければ、その者は自律しているとはいえないという、選択の力を行使する条件に関わっている。グッディンは行動条件の一つに時間を挙げ、「人が自分自身の時間の使い方を選択する統制力を持つこと」、すなわち「選択とそれに基づいて行動する能力（時間の場合、どのように時間を使うか）」という時間的自律（temporal autonomy）が確立していなければ、自律自体も確立しているとはいえないと指摘している。グッディンは複合的資源自律性について次のように述べている。

「全体的な資源自律性のためには、時間と金の双方が、適切な形で結びつくことが求められている。高所得を得ながら、それを稼ぐために一日16時間も働かなければならない人を想定してみよ。所得は高いかもしれないが、その所得を楽しむ時間がない人は、ある重要な点で資源自律性を欠いていると言うことができよう。逆に失業状態にあり、多くの自由時間を持ちながら、それを楽しむ金がない人を想定してみよ。そうした人も、ある重要な点で資源自律性を欠いているのである⁹⁾」。

第2次世界大戦後の福祉国家が、富める者から貧しき者への垂直的な所得移転（再分配）を追求してきたのだとすれば、社会政策は今後、所得再分配の他に（と並んで）、生活時間と労働時間の水平的配分が求められている、とグッディンは述べている。彼によれば、「時間に対する指揮権の増大は（人々の）潜在的福祉（potential welfare）を高めること」につながり、「豊かであるかどうかは、資源の消費にではなく、資源に対する指揮権に依拠している」。グ

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

グッディンは、「最低の生活を維持するニーズを満たすのに十分な金を稼ぐために労働に全ての時間を費やさなければならないとするならば、自律しているとはいえない。自由に使える時間は自律した生活を自由に組織するもう一つの重要な資源となる」と述べている。「福祉に対する尺度は、人々が実際に時間をどのように使っているかということより、時間という資源に対するコントロールに配慮した、自律性を基礎に置いている。「自由裁量時間」は「時間の自律性」や、それと結びついた福祉を計ろうとするものである¹⁰⁾。こうした議論は、「時間に拘束された普通の個人は理性的に行為することができない」というカントの自律概念の延長にあるということができよう。

時間に対する関心が増大してきた理由は、第1に、戦後先進国が追求してきた完全雇用政策が行き詰まりを見せる中で、新しい福祉のモデルが求められてきているからである。その中で、ワークライフバランス論やワークシェアリング論に見られるように、雇用と生活の時間配分をめぐる問題が重要になってきており、時間を反映した政策展開が求められるようになってきている。第2に、トニー・フィッツパトリック(イギリス・ノッティンガム大学)が「有意義な時間に対する権利は基本的な人間の権利である¹¹⁾」と述べたように、時間が生活の質を規定する重要な要因となっているという認識が高まってきており、時間利用調査などに基づいた時間研究が「生活の質論争」に大きく貢献する可能性があるからである。しかし第3に、彼が同時に「時間は社会政策の実施、運用、効果性にとって決定的な意味を持っているにも関わらず、時間の意味を理論的に問題のないものとして扱われてきた」と述べなければならなかったように¹²⁾、社会政策研究においても、時間の意義はこれまであまり掘り下げられてこなかったからである。

ここで注意しておかなければならないことは、グッディンが指摘する複合的資源自律性が脱生産主義を基礎としていること、したがって時間に対する関心は生産主義や、市場の論理からいかに解放されているかという視点から掘り下げられなければならないことである。ワークシェアリングが本来の「仕事を分け合う」という意味を離れ、賃金抑制の手段として使われる危険性をともなっているように、所得と時間の分配が「市場の力や企業のみ都合」から行われるだけであるならば、「働く側の個人的な時間の設計力を増すこと、そして、生計を稼ぐ生業としての雇用労働とそれ以外の非労働と考えられてきた他の労働との間を、できるだけ自由に融通をきかせて移動できるように流動化すること」などとうてい覚束ないことになる¹³⁾。その意味でも、働く者が個人的に自分の人生時間の設計を行う権利を持つという時間主権を確立することが重要となる。時間主権とは、「社会的に必要な他律的労働と個々人の自由な自律活動との新たな調整様式を模索する過程」、「必要と剰余の時間総体に対する自己決定権の回復」のことであり、その確立は市民による時間配分に対する権利の獲得を意味している¹⁴⁾。

(2) 自律と他律

それでは何故今、自律が求められるのだろうか。ドイヤルとゴフは自律概念をニードとの関連で分析している。ニードは、参加 (participation) と解放 (liberation) に分けられた横の系列と、ニード充足のための社会的前提条件、中間的ニード、基本的ニード、普遍的目標というように段階的に下から積み重なっていく縦の系列に分けられている。むしろ、縦の系列は下から積み重ねられた上向法という形式をとっているというより、普遍的目標から、ベーシックニーズを経由して、中間ニーズに至る下向法的な階層的編成がとられているという方が正しいだろう。

ここで重要なことは、縦の系列が、「重大な弊害の除去：社会的参加が不能な状態を最小限に抑える」という社会参加の普遍的目標を目指し、更にそれが横の系列となって「選ばれた生活形態への批判的参加」という解放を目指そうとしていることである。最終的目標は、自ら選んだ生活に参加できることにある。彼らのニーズ論の特徴はこのように、衣食住とか快適な環境、教育といった中間的ニーズの充足の他に、それを更に進めて目指す目標が明確になっていることである。中間的ニーズと普遍的目標の間に、「肉体的健康」と「主体の自律」という、「普遍的目標を達成する上で必要な弊害を除去する」という視点からとくに選び抜かれた基本的ニーズが位置づけられている。ここで重要なことは、主体の自律が基本的ニーズの一つとして挙げられていることである。彼らによれば自律とは、選択と評価の両面にわたる自己決定能力を身につけることである。したがってこの自律は自ずから社会参加のための基本的要件というレベルにとどまらず、参加に障害があるならば、それを意識的に除去しようとする「政治過程への民主的参加をとまなう批判的自律」へと発展していくことになる。その意味で批判的自律とは、「主体の自由と政治的自由の両方を表現する機会」である。「批判的自律とは、文化ルールを比較し、自分の文化ルールを省察し、他人とともにそれらを改革することに努め、極端な場合、別の文化に移動することをともなっている」と指摘されるのはこのためである。

さて問題は、自由と自律との違いにある。ドイヤル・ゴフのニーズ論からすると、「自由に生きること」と「自律した生き方を追求する」ことは同じではない。両者の違いが登場するのは、現代社会では必要の領域と自由の領域の対立が、自律的領域と他律的領域の対立となって更に深刻化しているためである。この点を的確に指摘したのはアンドレ・ゴルツであった。ゴルツは、「人間を必要の服従から解放するためには、さらに本来的に自由でない人々、すなわち奴隷と女性が、自由な人間のために必要性を引き受けることも必要であった。したがって、一方に自由の領域があり、もう一方に必要な領域があったわけだ。人はそのいずれかの領域で生き、いずれかの領域に帰属していた。ふたつの領域の間で自分の時間を配分することは、ふつうなかつたのである」と述べ、自由の領域に生きる者と、必要の領域で生きることを余儀なくされる者に分けることが、アリストテレスの時代に必然化されたことを

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

指摘している。これは、自由による支配は「必要性の領域を越えたところ」からしか始まらないという意味で、マルクスの時代においても基本的には変わっていない。しかしゴルツはその一方で、「アリストテレスとの唯一の、そして重要な違いとは、マルクスにおいては、必要性の重荷を自由でない社会層の肩に背負わせることが、もはや自由の発現の前提ではなくなっているという点である」ことも指摘していた。これは、必要が他律的労働を通してしか充足されなくなっている近代の現実を表わしている。だからこそゴルツは、「自律性は必要性にも対立する」こと、何故なら「必要な活動はすべて不可避的に他律的であるからではなく、必要によって統率された活動の自律性は、必然的に形式的なものにとどまるからだ」と指摘した上で、「だからこそ、私たちの日常の経験において決定的なのは自由／必要性という対立ではなく、自立性／他律性の対立なのだ。自由とは、私たちが生活に必要な労働から解放することよりも、私たちが他律性から解放すること、つまり私たちが自分がしていることを望み、それに責任を持つことの出来る自律性の空間を奪回することに存在する（あるいはその傾向がますます強くなりつつある）のである」と言わなければならないのである¹⁵⁾。

ゴルツによれば、他律性の領域とは「既存の組織によって外から調整された機能で、人間が行わなければならない専門化した活動全体」を指している¹⁶⁾。ここで忘れてならないことは、現代社会では、他律性が、外的原因に影響されたり、薬物中毒のような非理性的な内的欲求だけから登場するのではなく、むしろ内的で、一見すると理性的に見える欲求からも現われてくることである。ウェーバーは、自発的な意思にしたがって自由主義的競争市場に登場し、外的強制を受けずに行う行動が競争原理に組み込まれることで、働く者の内的な禁欲的心性が資本主義のエートスに転化していく過程を詳細に論じた。自律を理性的な自己決定とみなすならば、それに基づいた行為が、実は他律的行為にしかならないという関係が、現代社会では競争市場のメカニズムの下で隠蔽されている。人々の自由な生の構想に浸透し、癌細胞のように増殖する他律性の領域を阻止する上で、こうした隠蔽された関係を暴き出すことが求められている。

コンラッド・ロードジークは、『ニーズを操作する』の中で、「人びとが行うことのできる選択は利用可能な資源によって制約されている。このことは、行為を説明する際、我々が何よりも利用可能な資源と利用不可能な資源を考慮しなければならないことを意味している」と述べた上で、そうした資源の一つに時間を挙げている。自律した営みを個人が行うことができるようになるには、時間を自分のものとし、それを自由に使うことが必要となる。彼の関心は、それが操作されていることに関してである。「私が提案しているのは、資本主義制度は時間をコントロールすることによって諸個人の行為をコントロールしているということである。…個人の自律は個人が利用することのできる資源の機能にかかっており、行為を説明する際にまず考慮されなければならないのはこの点である」。このようにロードジークは、時間操作こそニーズ操作の主要な方法の一つとなっていることを指摘している¹⁷⁾。

(3) 時間圧力格差 (time-pressure illusion)

複合的資源自律性は、すでに述べたように、所得と時間のいずれかが欠けていても人々は自律することができないという発想から生まれた概念である。グッディンなどはこの発想から、両方が豊かであるためには、豊かさを享受できる所得獲得に必要とされる時間と、人々が自由に使うことのできる時間を同時に組み込んだ指標の必要性を痛感していた。自由裁量時間はそのために編み出された指標である。自由裁量時間は、諸個人がたんに自由に時間を使うという意味ではなく、「日常生活の必要性の外で、思うように時間を使う自由」、すなわち自由に個人の裁量を発揮できる時間という意味で用いられている。具体的に言えば、自由裁量時間は、「義務的労働に費やす必要のある時間を引いた後、人々が自由に扱うことのできる時間」のことである。自由時間がたんに控除された後に残された時間であるのに対して、自由裁量時間は義務的労働に費やされる必要時間を控除した時間であり、人びとがいかに費やすかを完全にコントロールし、自由に選択することのできる時間量を測る指標、すなわち自律を測る尺度と考えられている。こうしたことからグッディンは、「関心が時間的自律性の極大化に置かれるのであれば、政策立案者が行わなければならない最も重要なことは労働時間を柔軟にすることである。政策立案者は、可能な限り、有給労働に費やす労働時間を自由に選択をすることを保証しなければならない。同時に、異なった時間を働くことを選択したことによる報酬の点で、法外なペナルティが課せられないよう、可能な限り、保証しなければならない¹⁸⁾」と述べ、時間をめぐる政策展開の必要性を訴えた。自由時間と自由裁量時間の違いは次のとおりである。

自由時間 = 168 時間 (1 週間)

- 有給労働に実際に費やした時間
- 無給の家事 (料理, 掃除, 育児, 買い物など) に実際に費やした時間
- 個人的時間 (睡眠, 食事, 化粧など) に実際に費やした時間

自由裁量時間 = 168 時間 (1 週間)

- 有給労働に費やす必要時間
- 無給の家事労働に費やす必要時間
- 個人的時間 (睡眠, 食事など) に費やす必要時間

自由裁量時間における必要時間とはそれぞれ以下のことを意味している。

- ・ 必要有給労働 - 平均所得の 50% 水準の「貧困線」を得るのに必要な時間
- ・ 必要家事時間 - 無給の家事時間から標準偏差を引いた時間
- ・ 個人的な必要時間 - 個人的時間から標準偏差を引いた時間

グッディンは、自由時間と自由裁量時間の差を「時間圧力格差」(time-pressure illusion) と呼び、この指標を用いて福祉国家レジームの比較分析を行っている。言うまでもなくここ

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

で大事なことは、労働時間の柔軟化を、人件費削減や「雇用の溶解」などにつながる企業(雇用者)側の要請から行うのではなく、すでに述べた働く側の時間主権につなげることにある。

Ⅲ. 自律と自由—アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチをめぐって

人間の基本的権利に属する時間の分配が、脱生産主義の核心をなす自律概念の発展にとって重要な要件であるとすれば、自律と自由の違いを明らかにすることは重要なテーマとなる。ここでは市場と自由との関係、次にアマルティア・センのケイパビリティ・アプローチの自由の概念を素材として、自律概念について考えてみることにしよう。

センは、『不平等の再検討』の中で、「成果から資源へと焦点をシフトさせることは、自由に対して、より大きな注意を払うことになる。何故なら、選択可能な財の組み合わせの集合は資源によって決まってくるからである。個人の優位性を(その個人が実際に達成したことではなく)その個人が支配している資源によって判断しようという戦略によって、われわれは成果から「自由の手段」へと焦点を移すことになる。これは明らかに自由を尊重することになる」と述べている¹⁹⁾。成果から手段への転換は、自由の手段のみならず、自由そのものを尊重することへの転換を意味するというのがセンの主張であった。社会的基本財や資源の正義になかった分配を取り上げようとするロールズに対して、「資源や基本財を自由へと変換する能力には、個人間で差がある」以上、多様な個人のあり方を組み込んだ平等を問題にしようとするれば、どのような生活を選択できるのかという個人の自由、すなわち機能空間におけるケイパビリティ集合こそ、平等の原理でなければならない。センにとって重要なのは、自由と成果との区別だけでなく、自由と自由の手段(資源)との区別であった。グッディンが複合的資源自律性で問題にしたのは、自由な裁量で時間を用いる人々の選択能力というケイパビリティ概念であった。それでは、ケイパビリティ・アプローチにおいて、時間という資源の配分は自由とどのような関係にあるのだろうか。

(1) 市場と自律

市場は、自らの生活を形成することの出来る自律した行為者間の非強制的な契約領域であることが想定されている。このことから市場は自由の領域に属すると考えられてきた。市場が自由の観点から擁護されるのは、善き生の構想を誰に対しても強制しない中立主義と、市場を通して自律した人格を形成するという卓越主義のためである。ここで重要なのは、強制からの自由、すなわち消極的自由と、自律への志向という積極的自由とを区別すること、そして何らかの強制が働くならば、自分自身の価値や思考を組み立てる個人の能力や力を掘り崩し、そのために依存的状態に化してしまうというように、中立主義から卓越主義を重心に

置いた市場擁護が最近になって行われるようになってきていることである。これはとくにハイエクに見られる市場擁護の根拠であった。ハイエクには、市場が自律的人格を形成する条件であるという自由思想が底流に流れている。

市場が機能するには、①市場に人々が自由に選ぶことのできる多様な選択肢が存在していること、②その選択肢の中から合理的な判断を行うことのできる能力を備えた個人が存在していること、という二つの条件を必要とする。市場が提供する分権的な情報を選択し、それを合理的な行為に結びつけていくには、そうした判断を的確に行うことができる主体が存在していることが前提である。こうした行為主体のすぐれた人格形成は、市場の場で合理的な判断を行うことのできる能力という、狭く限定されたものではない。むしろ、自分の欲求にしたがって「自分自身のプロジェクトを発展」することのできる自己創造的な生活につながる個性や徳にまで拡がる可能性を秘めている。近代は、市場を社会の隅々にまで浸透させることでこの可能性を整備してきた。ジョン・オニールはこの点について次のように述べている。「市場はそうした特殊近代的な状況の中心的要素である。プロジェクトに従事し、他者からの強制を受けずに契約を取り結ぶ自由は、自分自身の生活を決定することのできる人間の能力を発展させるための一部と考えられている。自由市場制度は自己決定の条件なのである²⁰⁾」。

これは市場擁護者ばかりでなく、ヘーゲルやマルクスなどの市場批判者も共有した考えであった。しかし市場はその一方で、この条件を自ら崩していかざるをえない。第1に、市場が提供する選択肢は全て市場が供給できるものではない。むしろ自然・環境、家族、教育、文化など、本来市場にはなじまない非市場領域から提供されているものが多い。市場は本質的に非市場領域を土台とし、それによって支えられている関係にある。したがって市場での選択肢が多くなればなるほど、非市場領域は不安定になり、結果的に土台も不安定となる。第2に、このことは合理的な人格形成という点でも同様である。人の資質や能力、人格は本来、家族や友人との交流、学校（教育）、文化といった非市場的領域で形成されるものであり、市場はせいぜいそうした能力を発揮できる場所ではない。むしろ市場のダイナミズムは、流動性が激しくなればなるほど、安定した価値や観念を揺さぶり、人々の社会的アイデンティティや靱帯を不安定にしていかざるをえない。オニールが、「自律的人格の発展と市場とは両立可能か」、「市場は自律を掘り崩すものではないか」と問題提起したのは、このためである。第3に、市場は、行為主体が自発的に契約を結ぶ場所であるという体裁をとりながら、実は「自分にとっては疎外でしかなく」、「他人の恣意的意思に従う」労働契約（賃労働関係）のように、「自由人と不自由人とに分かれて歴史へ登場してきた」（ハイエク）不平等な関係も内包している。自由の中に不自由が内包されているという関係は、自由がいつまでも形式的自由にとどまるということ、したがって他律性へと発展していくことを意味している²¹⁾。ゴルツは、「市場とは、人間にとっては中心のない自発的な他律的調整」であると断定した²²⁾。

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

(2) センのケイパビリティ・アプローチ

センのケイパビリティ・アプローチの特徴は、財と主観的効用との間に、財の特性、ケイパビリティ、機能を中間項として挿入することで、それまでの厚生経済学にはなかった新しい情報基礎に目を向け、「あること」、「すること」に関する機能集合(機能空間)の中から、自分にあった生き方を自由に選び取るケイパビリティ(潜在能力)の実現こそ福祉の達成にとって重要であることを理論づけたことにある。センが言うように、人間は多元的存在であるから、その人の特性や、その人を取り巻く文化的・社会的な特性に応じて、獲得した財から得られる機能も多様な顔を見せることになる。例えば自転車は移動する手段という点で同じであるように見えても、健常者にとっての自転車と、足に障害を抱えた人の自転車とでは、「どのように生きるのか」という点からすると、全くその意味は異なっている。足に障害を抱えた人にとって自転車は意味を持たない場合が多い。財自体ではなく、財の特性と、その人の特性に合った生き方が結びつくには、両者の間で、どのような生き方を選ぶのかという選択と評価が自由に行われていなければならない。その意味で、機能空間が拡大すること、そしてそれを自由に選択することができるケイパビリティ概念は、センにとって、両者をつなぐ欠かすことのできない媒介項であった。

このようにセンの功績は、財と効用との間に中間項を挿入することで、伝統的な厚生経済学の欠陥を補足したことにある。しかしこのことからセンが、功利主義的効用理論から離れ、福祉理論を抜本的に変革したということまで言うことができるだろうか。

福祉は(A)選好充足、(B)満足感/幸福、(C)ケイパビリティや機能などの他の基準によって判断された福祉から構成されている。その点からするとセンの功績は、(A)と(B)の他に、(C)を追加しただけにしかすぎない。「センのケイパビリティ・アプローチでも、主観的評価から切り離して善を客観化できるとは考えられていない²³⁾」という指摘は、この点を指している。センの立場からすれば、こうした福祉理論は生活水準(standard of living)を問題としたものであり、生活の質(quality of life)を問題にしたものではないということになるのだろう。生活の質は(A)、(B)、(C)から構成される福祉の他に、他者に対する配慮・コミットメントという形で現われる同感観念を総合したものであり、一個人の福祉に止まるものではない。

しかし問題はガスパーが、「このようにセンのケイパビリティ・アプローチは、生活の質を議論する時に確実に関わっているものの、豊かさや生活水準により関係した構成となっている。機能やケイパビリティは、いくつかの諸機能が他者の豊かさに影響を及ぼす場合があっても、(これまで)個人の観点から定義されてきており、他者の観点は含まれていない」と指摘しているように²⁴⁾、センのケイパビリティ概念が個人主義を中心に組み立てられているために、結果的に福祉理論が個人の福祉を対象とした生活水準の説明に重心が置かれすぎてしまっていることである。ヌスボウムは、ケイパビリティ・アプローチが求めているものは、

「ひとりひとりの人間を尊敬に値する者として扱い、ひとりひとりの人間が本当に人間らしく生きられるようにする社会である」として、この原理を「ひとりひとりのケイパビリティの原理」と名づけている²⁵⁾。

(3) センの自由概念と自律

それでは何故センのケイパビリティ・アプローチはこうした特質を抱え込むことになったのだろうか。それは、センのケイパビリティ・アプローチが、財と効用との間に財の特性、ケイパビリティ、機能を挿入し、議論が緻密になっているように見えてはいても、結局のところ主観的効用理論から抜け出すことができていないために、個人主義の立場からしか自由を構成することができず、その結果自由が形式的自由にとどまってしまっているためである。

第1に、個人主義の観点から構成された自由は、自由主義社会のもとでは、競争市場が想定する自由と親和的とならざるをえない。市場が求める消極的自由が、どのような形であれ、個人に特定の価値（善の構想）を押しつけることをしないという「強制からの自由」や中立性を意味するかぎり、個人に求められるのはたんなる主観的な感情にしたがって効用を選ぶ取る、「～からの自由」ととどまってしまうからである。勿論、イングリッド・ロビンズが指摘するように、ここで言う個人主義は、方法論的个人主義や社会は原子的諸個人の集合体といった存在論的个人主義ではなく、個人を道徳的主体と考える倫理的个人主義である。機能集合（評価空間）の中から生き方を選択する自由を意味するケイパビリティは、選択の際、考慮すべきことがらに倫理的要素を組み込んだ卓越主義を特徴の一つとしている²⁶⁾。

このようにセンは、効用理論の中に、機能と潜在能力概念を持ち込み、行為主体が自らの判断で生き方を選ぶ自由を説明する論理を提示した。行為主体の自由をここからさらに自律へと読み替えることはそれほど難しいことではない。このことからセンの功績は、「資源配分のパレート効率性から実質的機会の自由へ」と、競争的市場メカニズムを分析する視点を大胆に移動させたことにある、とこれまで指摘されてきた²⁷⁾。だが、オニールが指摘しているように、市場がダイナミックに動けば動くほど自律のための安定した基盤が動揺し始めるとき、主観的効用を求める行為主体の自由をはたして実質的自由と呼ぶことはできるだろうか。自由が形式的自由から実質的自由に転化するには、善の客観的理論を展開する以外にない。

第2に、さらに重要なのは、自律の陰に他律性の論理が働いているとき、そうした自由を実質的自由（積極的自由：「～への自由」）と呼ぶには無理があることである。自由は他律性と対峙する中で、形式的自由にとどまるか、実質的自由に発展していくかが決まってくる。自由は自由のヴェールに隠された他律性と闘うことなしに、人々の実質的な自由の機会を拡大することはできない。他律性領域が自由な領域の陰で広範に広がりを見せ、それが社会的排除や格差の進行に結果しているとき、行為主体的自由（agency freedom）や社会的コミットメントとしての自由といった自由を強調するだけでは、自律性の確立には不十分である。

ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて

その意味でセンのケイパビリティ・アプローチには、他律性を取り上げる契機が理論構造の中に含まれていないというべきである。

本稿はこれまで、時間という資源の分配が、他律性と闘う自律や実質的自由の確立にとって重要な要素であること、それに対してセンのケイパビリティ(潜在能力)や自由ではそれを取り上げる契機が薄れてしまうことを論じてきた。パレイスがベーシックインカム の意義を論じながら、形式的自由が実質的自由に転化するには自由に生きる手段を持つことだと述べたように、自分の裁量で自由に使える時間という資源を持たなければ、善き生の構想につながる手段を持つことができない。グッディンが強調する複合的資源自律性は、その意味で実質的自由につながる重要な概念となる。

注

- 1) この点については、エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、2001年、第1章、第2章。
- 2) Robert E. Goodin, Work and Welfare : Towards a Post-productivist Welfare Regime, *British Journal of Political Studies*, vol.31, p.14.
- 3) Robert Van Der Veen and Loek Groot, Post-Productivism and Welfare States : A Comparative Analysis, *British Journal of Political Studies*, vol.36, 2006, p.594.
- 4) *ibid.*, p.594.
- 5) 生産主義と脱生産主義については、Tony Fitzpatrick, *After the new social democracy*, 2003, chap.5を参照。
- 6) Goodin, *ibid.*, p.16.
- 7) Goodin, *ibid.*, p.17.
- 8) Robert E. Goodin et. al., *Discretionary Time A New Measure of Freedom*, 2007, p.46. スーザン・メンダス『寛容と自由主義の限界』(谷本光男他訳)、ナカニシヤ出版、第4章。
- 9) Robert E. Goodin et. al., *The Real Worlds of Welfare Capitalism*, 1999, p.225.
- 10) Robert E. Goodin et. al., The Temporal Welfare State: A Cross-national Comparison, p.9.
- 11) トニー・フィッツパトリックは、生活権、自由、安全保障、言論などと並んで時間を基本的権利に挙げている。Tony Fitzpatrick, Social Policy and Time, *Time & Society*, vol.13, no.2/3, 2004, p.198.
- 12) *ibid.*, p.197.
- 13) 田中洋子「労働と時間を再編成するードイツにおける雇用労働相対化の試みー」『思想』983号、2006年3月、108頁。
- 14) この点については、佐々木政憲『オルタナティブ・ソサエティ 時間主権の回復』現代企画室、2003年、35頁。
- 15) アンドレ・ゴルト『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて』(真下俊樹訳)、緑風出版、1997年、277～286頁。
- 16) 同、62頁。

- 17) Conrad Lodziak, *Manipulating Needs.*, 1995, p.58.
- 18) Goodin et. al., The Time-Pressure Illusion : Discretionary Time vs. Free Time, *Social Indicators Research*, 2005, vol.73, p.23.
- 19) アマルティア・セン『不平等の再検討』（池本幸生他訳），岩波書店，1999年，53頁。
- 20) John O'Neil, *Market : Ethics, Knowledge and Politics*, 1998, pp.77-78.
- 21) この点については，*ibid.*, chap.5.6を参照。
- 22) ゴルツ，前掲書，62頁。この点については更に，Tony Fitzpatrick, Time, social justice and UK welfare reform, *Economy and Society*, vol.33, no.3, 2004, p.340.
- 23) 鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン 経済学と倫理学（改訂新版）』実教出版，2001年，187頁。
- 24) Des Gasper, Sen's Capability Approach and Nussbaum's Capabilities Ethic, *Journal of International Development*, vol.9, no.2, 1997, p.285.
- 25) マーサC．ヌスボウム『女性と開発 潜在能力アプローチ』（池本幸生他訳），岩波書店，2005年，87～88頁。
- 26) Ingrid Robeyns, The Capability Approach : a theoretical survey, *Journal of Human Development*, vol.6, no.1, 2005, pp.107-109.
- 27) 鈴木・後藤，前掲書，203頁。